

株 式 取 扱 規 則

株式会社 **広島銀行**

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	株主名簿への記録等	2
第 3 章	諸 届	2
第 4 章	単元未満株式の買取り	4
第 5 章	単元未満株式の買増し	5
第 6 章	少数株主権等の行使方法	6
第 7 章	手 数 料	6
附	則	7

株式会社広島銀行株式取扱規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当銀行の株式および新株予約権に関する取扱いならびにその手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、定款第11条に基づき、この規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

② 当銀行および当銀行が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよびその手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(取扱場所)

第 2 条 当銀行の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(請求または届け出)

第 3 条 この規則による請求または届け出は、当銀行の定める書式によるものとする。

ただし、当該請求または届け出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第23条第1項に定める場合はこの限りでない。

② 前項の請求または届け出について、代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出するものとする。

③ 第1項の請求または届け出が証券会社等および機構を経由して行われた場合には、当該請求または届け出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。

④ 第1項の請求または届け出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。

⑤ 前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届け出を受理しない。

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 4 条 株主名簿への記録は、機構より受領する総株主通知に基づき行う。

② 株主、登録株式質権者またはそれらの法定代理人（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記録を変更する。

③ 前 2 項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記録を行う。

④ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(新株予約権原簿への記録)

第 5 条 新株予約権原簿への記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

② 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第 3 章 諸 届

(株主等の住所および氏名または名称の届け出)

第 6 条 株主等は、住所および氏名または名称を株主名簿管理人に届け出るものとする。

② 前項の届け出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

(外国居住株主等の通知を受くべき場所の届け出)

第 7 条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、または通知を受くべき場所を定めて届け出るものとする。

② 常任代理人は、前条第 1 項の株主等に含まれるものとする。

③ 第 1 項の届け出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

(法人の代表者)

第8条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出るものとする。

② 前項の届け出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(共有株式の代表者)

第9条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け出るものとする。

② 前項の届け出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法定代理人)

第10条 親権者または後見人等の法定代理人は、その住所および氏名または名称を届け出るものとする。

② 前項の届け出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届け出)

第11条 第6条から前条までに規定する届け出のほか、当銀行に届け出をする場合には、特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

② 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届け出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届け出事項等)

第12条 新株予約権原簿に記録される者の届け出事項およびその届け出方法については第6条から前条までの規定を準用する。ただし、第5条第2項による別途の定めがない限り、届け出先は株主名簿管理人とする。

第 4 章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第13条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第14条 買取価格は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所が開設する市場における最終価格に相当する額に、買取請求株式数を乗じて得た額とする。

② その日に同市場において売買取引がなかったとき、または同取引所が休業日にあたるときは、その後同市場において最初にされた売買取引の成立価格に相当する額に、買取請求株式数を乗じて得た額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第15条 買取代金は、前条による買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に買取請求がなされた場所において支払う。ただし、請求者の申し出によりその指定する銀行預金口座への振込または請求者の住所あてゆうちょ銀行現金払の方法によることができる。この場合には、振込手続または振替払出証書の発送手続をとったときに、買取代金の支払いが完了したものとみなす。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

② 前項の買取代金を支払う際、第24条に規定する手数料を控除するものとする。

(買取株式の権利移転)

第16条 買取請求を受けた単元未満株式の権利は、前条の買取代金の支払いが完了した日に当銀行の振替口座に振り替えられるものとする。ただし、買取請求者が買取代金の受領を遅滞したときは、前条の支払指定日に当銀行の振替口座に振り替えられたものとみなす。

第 5 章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第17条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第18条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当銀行の保有する譲渡すべき自己株式数を超過しているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第19条 買増請求の効力は、第17条に規定する買増請求が、株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に発生するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第20条 次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

1. 3月31日

2. 9月30日

3. その他の株主確定日

② 前項にかかわらず、必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

(買増価格の決定)

第21条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所が開設する市場における最終価格とする。

② その日に同市場において売買取引がなかったとき、または同取引所が休業日にあたるときは、その後同市場において最初にされた売買取引の成立価格をもって買増単価とする。

③ 第1項または第2項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第22条 買増請求を受けた自己株式は、前条による買増価格と第24条に定める手数料の合計額が当銀行所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の振替口座に対する振替の申請を行うものとする。

第 6 章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第23条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当銀行に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

② 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を適用するものとする。

第 7 章 手 数 料

(手数料)

第24条 当銀行の株式取扱いに関する手数料は、次のとおりとする。

第13条（買取請求の方法）の規定に基づき単元未満株式を買取る場合および第17条（買増請求の方法）に基づく株式買増しの場合

株式の売買の委託に係る手数料相当額として、以下の算式により1単元あたりの額を算定し、これを買取りまたは買増しをした単元未満株式の数で按分した額とする。

(算式)

第14条に定める1株あたりの買取価格または第21条に定める1株あたりの買増価格に単元株式数を乗じた額のうち

100万円以下の額につき	1.150%
100万円を超え500万円以下の額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の額につき	0.375%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元あたりの算定額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

② 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

附 則

1. この規則の変更は，取締役会の決議によるものとする。
2. この規則は平成22年1月6日より実施する。